

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている生活衛生関係営業の事業者の営業の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、理容業、美容業、クリーニング業及び公衆浴場業を営む者が行う省エネルギー（以下「省エネ」という。）に資する設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 理容業を営む者とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定により届出を行って営む者をいう。
- (2) 美容業を営む者とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定により届出を行って営む者をいう。
- (3) クリーニング業を営む者とは、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定により届出を行って営む者をいう。
- (4) 公衆浴場を営む者とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて営む者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する事業等を除くものとする。

- (1) 補助対象事業費の合計額20万円未満の事業
- (2) 関係法令に違反又は違反するおそれのある事業
- (3) 届出を行った又は営業許可を受けた敷地以外の場所に設置する設備等に係る事業
- (4) 補助事業に係る経費のうち消費税及び地方消費税

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、県内において第2条各号に規定する者であり、次の各号に定める事項を満たしているものとする。

- (1) 生活衛生関係営業に関して、過去3年間に於いて法令に違反し、又は行政処分を受けたことがないこと。
- (2) 前年度の事業税を滞納していないこと。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じた額以内とする。ただし、別表の上限額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる

ものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 規則第3条第1項の規定による「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金交付申請書(第1号様式)」の提出期日は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員等氏名一覧表(様式第13号)
- (2) 補助事業に係る見積書
- (3) 補助事業に係る省エネ性能を示す製品仕様書等
- (4) 保健福祉事務所又は保健所の確認済証又は営業許可証明書
- (5) 事業税納税証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の20%以内の変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に遅延等により完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金変更承認申請書(第4号様式)」又は「神奈川県生活衛生関係営業物

価高騰対応補助金中止（廃止）承認申請書（第7号様式）」に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載し、知事に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定に基づき知事に報告する場合は、「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金遅延等報告書（第9号様式）」に必要事業を記載し、提出するものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第7条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（状況報告）

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、知事の要求があったときは速やかに「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助事業実施状況報告書（第10号様式）」を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助事業実績報告書（第11号様式）」に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 領収書の写し等支出を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第14条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
-------	----

(1) 不動産及びその従属物	10年
----------------	-----

(2) 上記以外のもの	5年（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数が5年未満のものはその年数とする。）
-------------	---

2 補助事業者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助財産処分承認申請書（第12号様式）」を知事に提出するものとする。

3 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第16条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 名称を変更したとき

(2) 代表者を変更したとき

(3) 法人番号を変更したとき

(4) 住所を変更したとき

(5) 事業実施場所を変更したとき

(細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

別表

補助対象事業		補助対象 限度額	補助率	補助限度額
区分	名称			
省エネに資する設備	照明設備、冷暖房設備、洗濯機、乾燥機等のエネルギー消費効率が、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく判断基準(トップランナー制度)で示す基準値以上である製品等により省エネ効果があるとみとめられる設備整備	千円 3,000	$\frac{1}{2}$ 以 内	千円 1,500

(第1号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

2 交付申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表
- (2) 補助事業に係る見積書
- (3) 補助対象事業に係る省エネ性能を示す製品仕様書等
- (4) 保健所の営業許可証明書
- (5) 事業税納税証明書（前年度分）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請書記載のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき
 - ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - オ 交付決定後に補助対象外経費であることが判明したとき
 - カ 補助事業者が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(ウ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち(ア)に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(エ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が(ア)に規定する暴力団員に該当するもの

(6) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。

(7) その他「規則」の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければなりません。

(1) 領収書の写し等支出を証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

4 補助事業により財産を取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が10年を超えるときは10年）」を経過した場合はこの限りではありません。

5 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管しなければなりません。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければなりません。

7 名称、代表者、法人番号、住所、事業実施場所を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。

9 規則等の定めにより知事に提出する書類の部数は1部とします。

問合せ先

(第3号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付で申請のありました神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金については、交付しないこととしたので通知します。

問合せ先

(第4号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金に係る事業を次のとおり変更したいので申請します。

1 補助事業の内容等

変更前	変更後

(注) 補助事業計画書に準じて記入してください。

2 変更の理由

(第5号様式)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金に係る事業の変更については、承認することとしたので、通知します。

問合せ先

(第6号様式)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既交付決定額	円
今回増減額	円

2 補助条件

<承認>

(1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金変更交付申請書記載のとおりとします。

<交付の時期>

(2) この変更決定に伴う補助金の交付は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。

<取り下げ>

(3) この変更決定の内容又は条件に不服があるときは、この変更決定通知書を受理した日から10日を経過した日まで申請の取り下げをすることができます。

(4) その他の交付条件については、年 月 日付けの交付決定通知書のとおりとします。

（ 問合せ先 ）

(第7号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕

)

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金に係る事業を次のとおり中止（廃止）したいので申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

(第8様式)

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請がありました神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金に係る事業の中止（廃止）については、承認することとしたので、通知します。

問合せ先

(第9号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金遅延等報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕

)

年 月 日付で交付決定を受けた神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金に係る事業について、次のとおり遅延等があったので報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

(第 11 号様式)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

区 分	金 額
A 交付決定額	
B 補助金確定額	
C 差引額 (A - B)	

1 補助事業の着手日及び完了日

着手日	令和 年 月 日
完了日	令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 領収書の写し等支出を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

補助金受入口座名

銀行名	金融機関 コード	店名	支店番号	種別	口座番号	口座名義人 (カナ)
				普通 ・ 当座		

(第12号様式)

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職・氏名〔個人にあつては、氏名〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金により取得等した財産について、次の理由により処分を行うため、承認を受けたく申請します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 処分の理由

問合せ先

第 13 号様式

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

所在地

法人名

代表者職・氏名（個人にあつては、氏名）